

東郷町地域公共交通計画策定支援業務 仕様書

1 業務名

東郷町地域公共交通計画策定支援業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務対象区域

東郷町内全域及び関係路線が運行する周辺市

4 業務目的

「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和2年11月27日に施行され、これまでの地域公共交通網形成計画（平成28年度から令和2年度まで）の名称が地域公共交通計画に変更された。

また、令和5年4月28日に公布された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和5年10月1日より全面施行され、法改正により創設・拡充された枠組みを含め、あらゆる政策ツールを最大限活用し、利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通への「リ・デザイン」（再構築）が加速化しています。

本町では、上位計画である第6次東郷町総合計画に即しつつ、東郷町都市計画マスタープラン、東郷町立地適正化計画及び東郷セントラル地区低炭素まちづくり計画等との整合を図り、地域交通に関するマスタープランとして「東郷町地域公共交通計画（以下、「現計画」という。）」を策定した。

令和5年度には、現計画策定以降の新型コロナウイルス感染症拡大などの社会情勢の変化を踏まえた現計画の中間見直しを検討したところである。

本業務は、現計画が令和8年度で計画期間の満了を迎えることに伴い、現計画の評価及び次期計画として地域公共交通計画を改定するために、東郷町で近年策定された総合計画等の上位計画・関連計画や公共交通の現状を整理するとともに、各種調査を実施して町民及び利用者ニーズを把握し、地域公共交通計画案を作成することを目的とする。

5 業務内容

【令和7年度業務】

(1) 計画準備

本業務の目的、主旨を十分に把握した上で、業務の内容、実施方針、スケジュール及び体制等を記した業務計画書の作成を行う。

(2) 地域特性と公共交通の現状整理

ア 地域特性の整理

本町の人口集積、分布、動向や高齢化率の推移、主要集客施設の立地状況等について、既存資

料等より整理する。

イ 上位・関連計画の整理

本町の上位計画及び関連計画等を整理し、本町が目指す将来像やまちづくり計画における交通に関する基本方針を整理する。

ウ 周辺市におけるまちづくり等の動向整理

尾三地区を含め、周辺市におけるまちづくり計画や交通に関する計画等の動向について、既存資料等より整理する。

エ 公共交通の現状整理

既存資料等を活用し、巡回バス及び路線バス、タクシー等町内公共交通の利用状況や運行状況を把握・整理する。

(3) 各種ニーズ調査

ア 町民アンケート

本町における公共交通の利用状況や利用が可能となる場面・条件、公共交通に期待する役割等を把握するとともに、現計画の評価に必要な項目を調査するために、アンケート調査を実施する。

町民アンケート調査は、15歳以上の町民3,000人（無作為抽出）を対象とし、調査の企画・実施・集計・分析を行う。なお、調査に係る用紙及び封筒代、印刷費、郵送費、などの実費は受注者で負担するものとする。

イ バス乗降調査

町内バス路線（民間事業者による路線バス含む）の利用実態及び利用特性を把握するため、バス停間 OD 調査やバス利用者の利用便、利用頻度、利用目的及び乗継状況等を把握・整理する。

バス乗降調査は、巡回バス（3コース4台）及び名鉄バス東西線は平日・休日各1日の全便全利用者を調査対象とし、その他の名鉄バスは平日・休日各1日の抽出便利用者を調査対象とする。

ウ バス利用者アンケート

バス利用経験を踏まえた具体的な意見を把握するため、バスサービスや利用環境の満足度等、改善事項等を把握・整理する。

バス利用者アンケートは、バス乗降調査と一体的に実施し、巡回バス（3コース4台）及び名鉄バス東西線は平日・休日各1日の全便全利用者を調査対象とし、その他の名鉄バスは平日・休日各1日の抽出便利用者を調査対象とする。

エ デマンドタクシー利用者アンケート

デマンドタクシーに対する具体的な意見の把握、利用実態及び利用特性を把握するための調査を実施する。

オ 交通事業者ヒアリング

公共交通の運行実態や安全確保に関する問題点を抽出するとともに、運行改善に係る事業者アイデアを把握するため、交通事業者（バス・タクシー運転手を含む）を対象としたヒアリング調査を実施する。

発注者が東郷町地域公共交通会議委員を通じてヒアリング実施の了解を得た後、受注者は交通事業者へ伺いヒアリングを実施するとともに、その結果の取りまとめを行う。

(4) 現計画の評価

現計画の目標とする成果指標等を基に、前述の(3)ア及びイの調査結果より、その達成状況について評価する。

(5) 住民懇談会の開催支援

地域住民の声を聞く場として、各地域へ出向いた懇談会を各地域で1回、全地域を対象とした懇談会を役場施設等で1回開催する。

懇談会では、本業務で実施した公共交通の現状や各種アンケート結果等を参加者に示したうえで、地域の課題や住民ニーズの確認、利用促進に関する提案、利便性向上に資する路線再編の方向性等を把握する。

懇談会の実施方法は発注者との協議により決定するが、町内全域から意見を収集することができるよう配慮すること。

受注者は懇談会の会場を確保し、町内各地域の区長等へ案内を行う他、案内用チラシの作成、当日の資料作成、進行とファシリテーターの配置、結果のとりまとめを行う。

(6) 課題の整理

これまでの検討結果を踏まえ、東郷町における地域公共交通の課題を整理する。

(7) 地域公共交通会議の開催支援

地域公共交通会議の開催に関する資料の作成及び会議の運営補助、議事録作成等を行う（4回程度の開催を予定）。

(8) 報告書の作成

業務で実施した調査、検討過程等について、報告書としてとりまとめる。

(9) 打合せ協議

令和7年度業務では、業務着手時1回、業務中間時3回、成果品納入時1回の5回を基本とするほか、業務の遅滞が生じないよう、必要に応じ、業務進捗状況の報告や事務連絡等について適宜打合せを行い、本業務の円滑な進捗に努めるものとする。

【令和8年度業務】

(1) 地域公共交通計画の検討

ア 目指す将来像・基本方針・基本目標等の設定

地域公共交通計画を改定するにあたり、東郷町における公共交通のあり方や目指すべき姿、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方針等を定める。

イ 計画目標の設定

アで定めた目指す将来像・基本方針・基本目標を踏まえ、本計画における目標指標及び目標値（数値目標・評価指標等）を設定する。

ウ 目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

目標を達成する上で必要となる事業内容、実施主体、事業スケジュール等を定める。また、計画目標の達成状況の評価に関する事項、計画の進行管理方法や管理体制等を定める。

エ 地域公共交通計画のとりまとめ

これまでの検討を踏まえ、地域公共交通計画の素案をとりまとめる。また、地域公共交通会議での審議や本町が実施するパブリックコメントの結果等を整理し、地域公共交通計画への反映を行うとともに、計画の公表に向け、計画の要点をまとめた概要版の作成を行う。

(2) 地域公共交通会議の開催支援

地域公共交通会議の開催に関する資料の作成及び会議の運営補助、議事録作成等を行う（4回程度の開催を予定）。

(3) 報告書の作成

業務で実施した調査、検討過程等について、報告書としてとりまとめる。

(4) 打合せ協議

令和8年業務では、業務着手時1回、業務中間時3回、成果品納入時1回の5回を基本とするほか、業務の遅滞が生じないように、必要に応じ、業務進捗状況の報告や事務連絡等について適宜打合せを行い、本業務の円滑な進捗に努めるものとする。

6 成果品

【令和7年度】

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 報告書 | 3部 |
| (2) 調査結果報告書 | 3部 |
| (3) 上記電子データ（CD-ROM） | 一式 |

【令和8年度】

- | | |
|---------|----|
| (1) 報告書 | 3部 |
|---------|----|

- | | |
|---------------------------------|------|
| (2) 地域公共交通計画本編（A4判 70 頁程度カラー製本） | 30 部 |
| (3) 地域公共交通計画概要版（A4判 4 頁カラー製本） | 30 部 |
| (4) 上記電子データ（CD-ROM） | 一式 |

7 その他留意事項

(1) 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則すべて受注者の負担とする。

(2) 法令等の遵守

本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に基づき実施する。

(3) 秘密保持

受注者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(4) 業務に必要な届出書類

ア 業務着手時に次の関係書類を提出し、発注者の承認を受けること。

(ア) 着手届及び技術者等届

(イ) 業務計画書

イ 業務完了時に完了届を提出し、発注者の完了検査を受けること。

(5) 業務履行の確認及び支払状況

本業務の支払は、各年度の業務報告を受け、当該年度の業務の検査後にそれぞれ受注者に支払うものとする。